

第1回松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会 次第

日時 平成24年7月17日(火)

午前9時30分から

場所 東庁舎4階 第2委員会室

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員自己紹介

4 事務局職員紹介

5 委員長、副委員長の選出

6 会議事項

(1) 検討委員会の設置及び今後のスケジュールについて

(2) 通学区弾力化の概要について

(3) 意見交換

(4) その他

7 閉 会

検討委員会の設置及び今後のスケジュールについて

1 設置目的

松本市立小学校及び中学校への通学に係る距離を考慮した通学区の弾力化制度について、関係団体の代表者などで構成する検討委員会を設置し、今後の制度の適正なあり方を検討いただくものです。

2 経過

- | | | | |
|-------|------|-----|--|
| 1 3. | 4. | 1 | 通学距離を考慮した通学区の弾力化制度を導入 |
| 2 3. | 1 2. | 1 6 | 「市政まちかどトーク」で町会連合会から通学区弾力化見直しの提案 |
| 2 3年度 | | | 各種アンケート調査等により制度の効果や課題を整理 |
| 2 4. | 5. | 2 | 市議会から通学区の弾力化に関する提言（検討委員会を設置し時間をかけて議論を） |
| | | 1 7 | 教育委員協議会で検討組織の設置を含む本年度の取組みを協議 |
| | 6. | 2 1 | 教育委員協議会で検討組織の設置を決定 |

3 組織名

松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会

4 委員会の構成

松本市PTA連合会 3名、松本市校長会 2名、松本市町会連合会 3名、松本市子ども会育成連合会 1名、松本市公民館長会 2名、有識者 1名 計 12名

5 今後のスケジュール

月1回程度の委員会を予定し、年内に検討委員会としての考え方をまとめていただくよう進めてまいります。

6 会議の公開

検討委員会は、原則公開とします。ただし、公正かつ円滑な審議に支障が生ずると認められる場合、会議の全部又は一部を公開しないことができるものとします。

松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）への通学に係る距離を考慮した通学区の弾力化制度（以下「弾力化制度」という。）の今後の適正なあり方を検討するため、松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 弾力化制度のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) PTA関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 町会関係者
- (4) 子ども会育成会関係者
- (5) 公民館関係者
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月17日から施行する。

松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会委員名簿

区分	氏名	性別	団体及び役職名	備考
PTA	横内 和子	女	松本市PTA連合会 会長	
	三澤 謙一	男	松本市PTA連合会 副会長	
	的場 久仁男	男	松本市PTA連合会 副会長	
学校	滝澤 悌二	男	松本市校長会 旭町小学校長	
	五十嵐 一雄	男	松本市校長会 開成中学校長	
町会	中原 信一	男	松本市町会連合会 会長	
	太田 尚行	男	松本市町会連合会 副会長	
	大澤 好市	男	松本市町会連合会 副会長	
育成会	宮林 孝子	女	松本市子ども会育成連合会 会長	
公民館	濱 宗次	男	松本市公民館長会 内田公民館長	
	古市 昭太郎	男	松本市公民館長会 北部公民館長	
有識者	木村 晴壽	男	松本大学総合経営学部 学部長	

計12名

通学区弾力化制度検討スケジュール(案)

	24年度												25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
検討委員会				○ ・概要説明 ・意見交換	○ ・課題の抽出と解決策の検討	○ ・課題の抽出と解決策の検討	○ ・課題解決策の検討			○ ・検討委員会まとめ			
地区別懇談会					↑ 報告	↑ 報告	↑ 教育委員会検討結果			↓ 検討結果報告			
教育委員会		検討方法協議					課題解決策検討				対応協議		

4

・7月から8月にかけて翌年度新入生の指定校変更の申請を受け付けます。本年度受け付ける平成25年度の申請は、制度の見直しに対処できるよう条件を付して承認
ただし、家庭における入学準備や学校の学級編成に配慮し、平成25年度の指定校変更は現在の基準で承認

・制度の検討結果は、平成25年4月～6月に周知を図り、7月から受け付ける平成26年度の指定校変更からの反映を予定

通学区弾力化の概要について

1 通学区域制度について

学校教育法施行令の規定により、市町村教育委員会は、市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき学校を指定することになっています。また、この場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、指定した小学校又は中学校を変更することができることになっています。

2 松本市の通学区域の設定について

本市の通学区域は、①通学区域が適当であること、②地域コミュニティがまとまっていること、③学校が適正規模であることの3点を基準に、原則として地区町会単位で設定しています。

また、本市は周辺町村との合併を経ており、合併地区の通学区域は旧町村の区域が基本となっています。

【合併の経過】

S29	島内、中山、島立、新村、和田、神林、笹賀、芳川、寿、岡田、入山辺、里山辺、今井（13カ村）
S49	本郷村
H17	四賀、奈川、安曇、梓川（4カ村）
H22	波田町

【小中学校の成り立ち】

区分	小学校	中学校
旧市(S29 合併前)	開智、源池、筑摩、旭町、田川 鎌田、清水	清水、鎌田、丸ノ内、旭町
統合等による校名 変更	山辺（里山辺小、入山辺小統合） 芝沢（旧新村小、旧和田小統合） 菅野（旧笹賀小、旧神林小統合）	松島（旧島内中、高綱中の一部） 山辺（旧里山辺中、入山辺中統合） 開成（旧中山中、鎌田中の一部）
S29以降 新設	開明、明善、二子、並柳	明善、信明
旧町村立 (組合立含む)	島内、中山、島立、芳川、寿、 岡田、今井、本郷、錦部、会田 中川、五常、奈川、安曇、大野川 梓川、波田	高綱（旧新村、和田、島立3村組合立） 菅野（旧笹賀、神林2村組合立） 筑摩野（旧寿、芳川2村組合立） 女鳥羽（旧本郷、岡田2村の組合立） 会田、奈川、安曇、大野川、梓川、波田
計	小学校31校	中学校19校

3 通学距離による指定校変更について

通学区域をどのように線引きしても、境界付近においては、隣の通学区の学校の方が近いといった距離的な課題が生じます。本市では、近い学校に通いたいという児童生徒や保護者の強い要望に応え、通学の安全性確保等を目的に、平成13年度から通学距離を考慮した指定校変更を認めてきました。これがいわゆる通学区の弾力化です。

(1) 制度導入の経過

ア 平成9年1月27日

文部省から、通学区域制度の弾力的運用に努めるようにとの通知がある。

- ・通学区域制度の運用に当たっては、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した工夫を行うこと。
- ・学校の指定の変更や区域外就学については、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立てによりこれを認めることができること。
- ・通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、広く保護者に対して周知すること。

イ 平成11年10月7日

松本市の第7次基本計画策定に向けての中学生の懇談会において、生徒の皆さんから「自分の家から近い学校に行けるようにしてほしい。」という意見が出される。(各中学校代表 中学2年生15名)

ウ 平成11年12月13日

市議会12月定例会で、「文部省からの通達を受け、松本市教育委員会も通学区制度の弾力的運用の検討を始めるべき」との質問があり、教育長が、「中央教育審議会の答申や中学生との懇談会で出された切実な意見も踏まえ、当面隣接校の選択が出来るよう、平成13年度を目途に検討をする。」と答弁

エ 平成12年4月～8月

市議会、町会連合会、地区民生児童委員会、PTA連合会、小中学校、幼稚園、保育園等関係機関に説明

オ 平成12年8月1日

教育委員会において、従来の病弱な児童生徒への配慮、不登校・いじめ問題、家庭の特殊事情等の許可基準に加えて、通学距離を理由とする指定校変更を認めることとし、平成13度から実施する方針を決定

カ 平成13年4月1日

通学距離要件による指定校変更制度の適用を開始

(2) 制度導入の背景

ア 保護者、児童生徒の「自宅から近い学校に通いたい。」という率直な要望

イ 通学区域の弾力的運用についての文部省通知や中央教育審議会の答申

- ウ 市議会一般質問での通学区弾力化の要望
- エ 県内外での通学区弾力化の動き（当時、県内では上田市、佐久市が開始）
- オ 近い学校に通うために住居以外に住民票を移す寄留行為

(3) 制度導入時の考え方

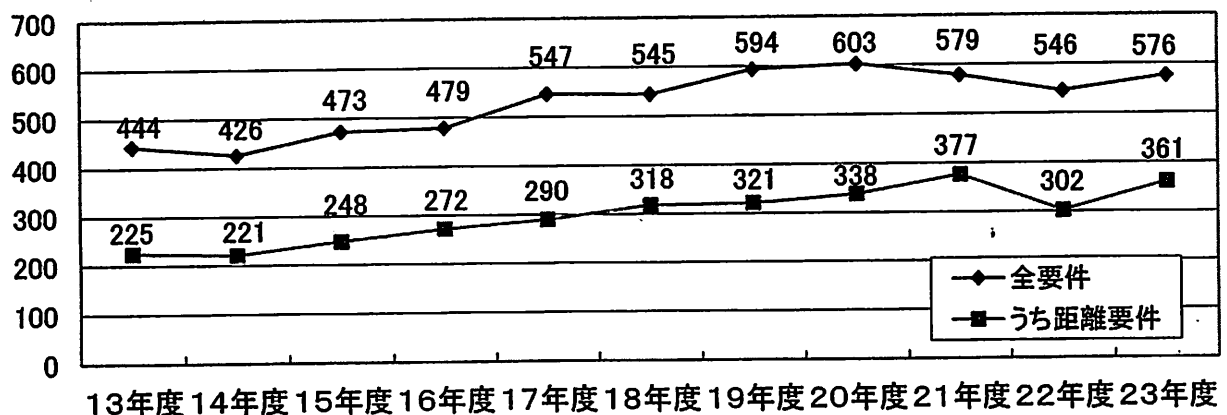
- ア 「近い学校に通いたい。」「通学時になるべく危険な目にあわせたくない。」という多くの声に応えたい。
- イ 通学区域で生じている「通学距離の長さ」という不都合を解消したい。
- ウ 地域コミュニティに配慮し、通学区域の線引きは変えない方法としたい。
- エ 円滑な移行を行うため、現行基準を拡大する方法としたい。

(4) 通学距離による指定校変更の許可基準等

- ア 隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも短くなる児童生徒等（受け入れる学校の施設等に支障がない場合に限る。）
 - イ 在住地における地域行事には、積極的に参加すること
 - ウ 登下校については、保護者の責任において十分注意し対応すること
- ※イ、ウについては、申請時に誓約を求めるもの

(5) 指定校変更者数の状況

ア 申請者数の推移（各年度中の合計） (人)



イ 平成23年度申請者の許可基準別内訳 (人)

許可基準	最終学年・学期	特別支援	通院	転居予定	帰宅後の保護	通学距離	教育的配慮	合計
小学校	44	0	0	15	13	178	37	287
中学校	25	3	0	1	2	183	75	289
合計	69	3	0	16	15	361	112	576
	12.0%	0.5%	0.0%	2.8%	2.6%	62.7%	19.4%	100.0%

ウ 平成23年度指定校変更在学生数（5/1現在、距離要件のほか全要件による数）

小学校 818人 全児童の6.2% 中学校 633人 全生徒の9.3%

*このうち7割程度の児童生徒が通学距離を理由とする指定校変更

4 通学区弾力化の効果について

通学距離による指定校変更の制度によって、自宅から近い学校を選択することができ、児童生徒や保護者の願いに応えることができました。

保護者からは、通学距離・時間の短縮による通学時の安全確保、児童生徒及び家庭の負担軽減が制度の効果として挙げられています。

また、自宅から近い学校に通うために実際の住居以外に住民票を移す「寄留」行為の問題が解消されました。

保護者アンケートより（指定校通学者、指定校変更者各 200 人 計 400 人）

問 通学距離による指定校変更の効果（複数回答）

人

	回 答	小学校	中学校	全体
1	子どもたちの通学の安全性確保	134	128	262
2	距離・時間短縮による子どもや親の負担軽減	131	121	252
3	他地区の子どもや親との交流促進	35	14	49
4	特に効果はない	10	5	15
5	わからない	10	12	22
6	その他	0	0	0

5 通学区弾力化の課題について

指定校変更は、在住地の行事への積極的参加を条件に許可しているものの、児童生徒が在住地の行事に参加しない状況がみられます。地域においては、児童生徒と地域との関係の希薄化などの問題が懸念されています。

町会連合会市政まちかどトークより（22.11.22、23.12.16）

- ・通学区の弾力化によって、地域の子ども育成会やPTA町内活動に支障が出ている。
- ・通学区の弾力化が地域づくりの一つのネックとなっている。
- ・平成13年度以前の制度に戻すこと（通学距離要件の廃止）を要望する。
- ・安易な弾力化は、子どもの将来や地域の未来にとって良いことか議論が必要と考える。
- ・行政と地域は協働で「地域づくり」に取り組んでいる。地区と通学区が同じであることは地域づくりの大事な課題である。
- ・東日本大震災、松本の地震の教訓から「隣同士・地域で助け合う地域づくり」こそ必要であり、地区・町会単位の地域づくりが原点である。地区と通学区が同じであることは地域づくりの大事な課題である。
- ・指定校への進学を原則とし、通学区と地区が重なるよう町会単位で指定校を決定する。
- ・通学距離だけで学校を選択して良いのか、また、指定校が適切であるのかと考える。

保護者アンケートより（指定校通学者、指定校変更者各 200 人 計 400 人）

問 通学距離による指定校変更の影響は（複数回答） 人

	回 答	小学校	中学校	全体
1	町会、育成会等、居住地域との関係の希薄化	85	65	150
2	学校と地域との関係の希薄化	31	33	64
3	児童生徒数の偏りが生ずる	56	52	108
4	特に問題はない	59	49	108
5	わからない	12	23	35
6	その他	1	0	1

6 市議会の意見について

- (1) 通学区の弾力化に関して、最近の市議会一般質問で次のような意見、要望がありました。

平成 22 年 12 月定例会

町会単位の取組みによっては、課題は解消されるのではないかと考える。地域のサポート、地域内のコミュニケーションが大切。（1例を取り上げ）地区の両PTAに声をかけ、別々の学校に通う子どもたちが一緒に行事に参加できるように、町会役員の皆さんが努力されている。町会の活性化と通学区の弾力化は別々の課題であると考えます。

平成 24 年 6 月定例会

通学距離による指定校変更を開始して 10 年が経過した今、子どもたちが地域の行事に参加しないなど問題点が浮上してきている。このままでは地域がぼろぼろになり、地域行政を推進していく上でもマイナスになる。今一度立ち止まって通学距離による基準を見直すこともあり得るのではないかと。

- (2) 市議会教育民生委員会における研究結果を基に、本年 5 月 2 日に市議会から「通学区の弾力化に関する提言書」が提出されました。

議会の提言要旨

- ・関係団体間で制度に対する意見の相違があり、直接的な意見交換、情報の共有化が不足していると感じられる。
- ・弾力化から 10 年が経過し、制度導入の目的に沿った運用になっているか検証する場が必要である。
- ・学校、保護者、町会連合会及び教育委員会等の代表などで構成する検討委員会を設置し、時間をかけて議論を重ね、一定の方向を見出してほしい。

7 国の動向について

平成9年の文部省からの通学区域制度の弾力的運用についての通知以降、国は地域の実情に応じた学校選択制の活用を推進しています。また、就学校の変更については、保護者の意向への十分な配慮を求めています。

(1) 平成15年3月31日 学校教育法施行規則の一部改正

市町村教育委員会は、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

(2) 平成18年3月30日 学校教育法施行規則の一部改正

市町村の教育委員会は、保護者の申立てにより就学校を変更することができる制度が保護者に周知され、その適切な活用が一層進むよう、就学校の指定に係る通知において、保護者の申立てができる旨を示すものとする。

(3) 平成19年3月30日 文部科学省通知

学校教育法施行令第8条に規定する就学校の変更を相当と認める具体的な事由について「・・・通学の利便性などの地理的な理由、・・・」については、文部科学省としては、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由とする。

8 全国自治体の動向について

平成9年の文部省通知以降、学校選択制を導入する自治体が増加しました。

しかし、特に自由選択制とした自治体では、制度の狙いと異なる選択理由が目立ち、地域との結びつきが薄れるなどの弊害があるとして、制度を見直す自治体が出てきています。

制度見直しの事例

前橋市：平成16年度に導入した学校選択制を22年度で廃止。ただし、制度で得られた成果として「通学距離の近さ」は一定の基準を設けて存続

長崎市：平成17年度に導入した隣接校の選択制を、平地校や大規模校への流出による支障が生じたとして23年度で廃止。ただし、通学距離が近い場合のみ許可

江東区：平成14年度に導入した選択制を21年度に見直し。原則指定校への入学とし、小学校は徒歩通学可能な範囲のみ選択可とした（中学校は全域可）。

参 考 資 料

- ・通学区に関する関係法令等・・・資料1
- ・松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱・・・資料2
- ・通学区一覧表・・・資料3
- ・平成23年度指定校変更状況・・・資料4
- ・通学区の弾力化に関する調査結果・・・資料5
- ・通学区域図・・・資料6

通学区に関する関係法令等

○ 学校教育法施行令

第 5 条

2 市町村の教育委員会は、当該市町村内の設置する小学校又は中学校が 2 校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

第 8 条 市町村の教育委員会は、第 5 条第 2 項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

○ 学校教育法施行規則

第 3 2 条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 5 条第 2 項の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 5 条第 2 項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更について同令第 8 条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第 3 3 条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 8 条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手續きに関し必要な事項を定め、公表するものとする。

○ 学校選択制

保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に次のようなタイプがある。

自由選択制	市町村内のすべての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
<u>隣接区域選択制</u>	<u>従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの</u>
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

○松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱

平成12年9月1日

教育委員会告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第8条及び第9条の規定に基づく指定校(政令第5条第2項の規定により教育委員会が別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校をいう。)の変更及び区域外就学(以下「通学区域外就学」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。

(許可基準等)

第2条 教育委員会は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の申請により、その保護する児童生徒等(政令第4条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。)の審査の結果、別表に規定する許可基準(通学区域外就学を相当とする基準をいう。)に該当すると認めるときは、同表に規定する期間に限り、当該児童生徒等の通学区域外就学を許可する。

2 教育委員会は、前項の審査に当たり、実情を調査し、かつ、公正を期するものとする。

(申請)

第3条 児童生徒等の通学区域外就学を希望する保護者は、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出たうえで、指定校変更申請書(様式第1号)又は区域外就学申請書(様式第2号)を別表の許可基準に応じて規定する添付書類とともに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の申請に対し、第2条及び政令第9条第2項の規定により、児童生徒等の通学区域外就学を許可するときは、当該児童生徒等の保護者にその旨を通知する。この場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年9月1日から施行する。ただし、別表第6項の許可基準は、平成13年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出された申請書は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出されたものとみなす。

別表(第3条関係)通学区域外就学の許可基準等

許可基準	期間	添付書類
1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合 当該学期終了までの期間	・ 学校長副申書
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間(1年以内)通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・ 学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要のある児童生徒等	小学校低学年の期間	・ 学校長副申書
6 隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも短くなる児童生徒等(受け入れる学校の施設等に支障がない場合に限る。)	卒業までの期間	
7 家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める児童生徒等	教育委員会が認める期間	・ 学校長副申書

様式第1号(第3条関係)

						承認 番号	
指定校変更申請書							
住所				連絡先			
保護者氏名				職業			
児童・生徒 氏名				男女		男女	
生年月日		年 月 日		続柄		年 月 日	
						続柄	
指定学校名		松本市立 学校 第 学年		松本市立 学校 第 学年			
指定変更希望学校名		松本市立 学校 第 学年		松本市立 学校 第 学年			
変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 7 その他家庭事情等のため。(理由を簡単に記入)							
変更を必要とする期間 年 月 日から 年 月 日まで							
上記の理由により指定学校の変更を許可願いたく、関係書類を添えて申請します。 (あて先) 年 月 日 松本市教育委員会							
						保護者氏名	印
決 裁	係	係	係長	指 導 室 長	課長	部長	承認・不承認年月日
							承認・不承認 年 月 日
下記により指定学校の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。							
理由 1 上記申請理由のとおり				承認期限		年 月 日まで	
2							

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先)
松本市教育委員会

(保護者)

住所 _____

氏名 _____

(印)

下記学齢児童・生徒の指定校変更が承認された後に、次の各項の一に該当することとなった場合は、直ちに教育委員会の指定する学校に転学します。

また、在住地における地域行事には、積極的に参加します。

なお、登下校については、保護者の責任において十分注意をします。

記

- 1 申請事由が虚偽であった場合
- 2 申請事由が消滅した場合
- 3 教育行政上の措置から通学区の変更がなされた場合
- 4 許可基準の改定等によりこの申請が許可の対象外となった場合

(学齢児童・生徒)

学 年 第 _____ 学年

氏 名 _____

生年月日 平成 年 月 日

学 年 第 _____ 学年

氏 名 _____

生年月日 平成 年 月 日

通学区一覽表(小学校)

資料3

学校名	町会名
開智小学校	蟻ヶ崎東・蟻ヶ崎北・蟻ヶ崎深志ヶ丘・蟻ヶ崎西・蟻ヶ崎台・伊勢町1丁目・伊勢町2丁目・伊勢町3丁目・飯田町1丁目・飯田町2丁目・今町1丁目・緑町今町2丁目・大柳町・徒士町・北土井尻町・北馬場・国府町・小柳町・駒町・沢村・新伊勢町・神明町・松栄町・新田町・白金町・城西町・大名町・鷹匠町田町・土井尻町・中町3丁目・二ノ丸町・西堀町・旗町・分銅町・本町1丁目・本町2丁目・本町3丁目・本町4丁目・丸ノ内・南土井尻町・宮崎町・六九町
源池小学校	県町南・県町北・梅ヶ枝町・埋橋・北源池・小池町・幸町・筑摩東・天神南小池町・中町1丁目・中町2丁目・長沢町・西埋橋・東源池・東長沢町・南源池宮村町1丁目・宮村町2丁目・若松町・里山辺西小松
筑摩小学校	逢初町・神田・栄町・三才・庄内町・新家町・筑摩・常盤町・豊田町・中林・中条東第1・中条東第2・中条東第3・中条東第4・錦町・博労町・本町5丁目南新町1丁目・南新町2丁目・向島
旭町小学校	旭町・曙町・和泉町1丁目・和泉町2丁目・岡の宮・岡の宮西・岡の宮文園町・北上横田町・口張町・新町・天白町・堂町・同心町・中原・中ノ丁・西町萩町・東ノ丁・袋町・女鳥羽町・元原・元町北・元町上・安原町・両下町・島内山田・横田第3・横田第5・横田第6・横田第7
田川小学校	折井町・白板南・白板中・白板宮本・巴町・渚町・渚本郷・渚内城・渚宮本・渚上・巾上町・巾上中・巾上南・巾上西・巾上東・放光寺・宮淵東・宮淵日向宮淵新橋・宮淵本村・渚本村の一部
鎌田小学校	井川城中区・井川城下区・鎌田・笹部・五月町・征矢野・月見町・中条中・中条西・中条町・中条南・西長沢町・両島・西五町・井川城上区の一部高宮の一部・渚本村の一部
清水小学校	上土町・餌差町・金山町・片端町・鍛冶町・桜町・清水東・清水中・清水西・下横田町・出居番町・日ノ出町・東町1丁目・東町2丁目・東町3丁目南上横田町・元町南・元町中・四ツ谷町・四ツ谷東・葭町・惣社1丁目・惣社2丁目・惣社3丁目・横田第1・横田第2
島内小学校	島内小宮・島内高松・島内北中・島内南中・島内青島・島内新橋・島内東方・島内町・島内北方・島内上平瀬・島内平瀬川西・島内平瀬川東・島内下田島内犬飼新田・島内松島・島内島高松・島内中田・島内小宮西・島内ウッドタウン小宮
中山小学校	中山和泉・中山埴原北・中山埴原西・中山埴原東・中山埴原南・中山棚峯
島立小学校	島立荒井・島立堀米・島立大庭・島立小柴・島立町区・島立永田・島立中村・島立三の宮・島立北栗・島立南栗
芝沢小学校	新村上新東・新村上新西・新村根石・新村安塚・新村山王・新村南新東・新村南新中新村東新・新村北新中・新村北新南・新村北新西・新村北新東新村下新南・新村下新北・和田蘇我・和田衣外・和田殿・和田南和田・和田太子堂・和田中・和田和田町・和田下和田・和田境
菅野小学校	神林川西・神林川東・神林寺家・神林南荒井・神林町神・神林下神・神林梶海渡・笹賀今・笹賀上小俣・笹賀巾下・笹賀東耕地・笹賀下小俣笹賀神戸・笹賀神戸新田・笹賀上二子・笹賀中二子・笹賀菅野・空港東

通学区一覽表(小学校)

資料3

学校名	町会名
芳川小学校	芳川村井町・芳川小屋・芳川平田・芳川美芳町・芳川長丘町・芳川北原町・芳川野溝の一部・芳川木工町の一部・和田西原
寿小学校	寿寿田町・寿赤木・寿小池・寿百瀬・寿白姫・寿上瀬黒・寿竹淵・寿豊町・竹原町・寿白川・寿田川
岡田小学校	岡田伊深・岡田岡田町・岡田東区・岡田塩倉・岡田神沢・岡田松岡・岡田山浦
山辺小学校	入山辺橋倉・入山辺南方・入山辺西桐原・入山辺東桐原・入山辺舟付・入山辺宮原・入山辺北入中部・入山辺千手 入山辺駒越・入山辺三反田・入山辺奈良尾・入山辺上手町・入山廐所・入山辺原・入山辺大仏・入山辺一ノ海・入山辺大和合・入山辺牛立 里山辺下金井・里山辺新井・里山辺湯の原・里山辺藤井・里山辺上金井・里山辺薄町・里山辺兎川寺・里山辺荒町・里山辺西荒町・里山辺北小松 里山辺美里町・里山辺若里町・里山辺小松町・里山辺南小松・里山辺林
山辺小学校 美左原分校	入山辺三城
今井小学校	今井上新田・今井堂村・今井中村・今井中沢・今井下新田・今井境新田・今井東耕地・今井南耕地・今井西耕地・今井北耕地・今井野口・今井古池 今井北今井・今井西原・今井公園西
開明小学校	石芝町・石芝町東・昭和町・双葉町・双葉南・南松本1丁目・南松本2丁目・宮田中・宮田東・宮田西・南原町・弥生町・芳野町・双葉西・高宮の一部 芳川野溝の一部・芳川木工町の一部・井川城上区の一部
明善小学校	寿台1丁目・寿台2丁目・寿台3丁目・寿台4丁目・寿台5丁目・寿台東・寿台8丁目・寿台9丁目・内田第1・内田第2・内田第3・内田第4・内田第5 内田第6・内田第7・内田第8・内田第9・松原第1・松原第2・松原第3・松原第4・松原第5・松原第6・松原第7
本郷小学校	三才山・稻倉・洞・原・水汲・浅間温泉第1・浅間温泉第2・浅間温泉第3・浅間温泉第4・浅間温泉第5・浅間温泉第6・浅間温泉第7・浅間温泉第8 南浅間・大村北・大村中・大村南
三子小学校	笹賀下三子・笹賀二美町1丁目・笹賀二美町2丁目
並柳小学校	出川町第一・出川町・並柳・並柳団地・寿下瀬黒
錦部小学校	反町・刈谷原町・七嵐・赤怒田・殿野入・保副寺町
中川小学校	小岩井・両瀬・金井・原山・横川・会吉・矢久・召田・長越・藤池
会田小学校	穴沢・取出・板場・宮本・岩井堂・本町・新町・東北山
五常小学校	西宮・落水・西北山・井刈・執田光
安曇小学校	大野田・島々・橋場・稻核・上高地

通学区一覽表(小学校)

資料3

学校名	町会名
大野川小学校	大野川・鈴蘭・白骨温泉・沢渡
奈川小学校	川浦・保平・神谷・寄合渡・曾倉・大平・追平・金原・黒川渡・屋形原・古宿・田ノ萱・入山・奈川高原
梓川小学校	八景山・花見・寺家・中・田屋・丸田・上立田・下立田・杏・こまち・角影台・上角・下角・小室・北々条・南北条・大久保・北大妻第1・北大妻第2 北大妻第3・北大妻第4・上大妻・南大妻第1・南大妻第2・横沢第1・横沢第2・横沢第3・氷室第1・氷室第2・岩岡
波田小学校	波田1区・波田2区・波田3区・波田4区・波田5区・波田6区・波田7区・波田8区・波田9区・波田10区・波田11区・波田12区・波田13区・波田14区・ 波田15区・波田16区・波田17区・波田18区・波田19区・波田20区・波田21区・波田22区・波田23区・波田24区・波田25区・波田26区・波田27区

通学区一覽表(中学校)

学 校 名	町 会 名
清水中学校	県町南・県町北・上土町・梅ヶ枝町・埋橋・餌差町・金山町・片端町・鍛冶町・北源池・小池町・幸町・桜町・清水東・清水中・清水西・下横田町 天神南小池町・出居番町・中町1丁目・中町2丁目・長沢町・西埋橋・日ノ出町・東源池・東長沢町・東町1丁目・東町2丁目・東町3丁目・南源池 宮村町1丁目・宮村町2丁目・南上横田町・元町南・元町中・四ツ谷町・四ツ谷東・葎町・若松町・里山辺西小松・惣社1丁目・惣社2丁目・惣社3丁目 横田第1・横田第2
鎌田中学校	笹部・五月町・井川城中区・井川城下区・井川城上区・鎌田・月見町・中条中・新家町・両島・征矢野・中条西・中条町・中条東第1・中条東第2 中条東第3・中条東第4・博労町・向島・中条南・西五町・西長沢町・南松本1丁目・南松本2丁目・本町5丁目・南新町1丁目・南新町2丁目・高宮の一部 渚本村の一部
丸ノ内中学校	蟻ヶ崎西・伊勢町1丁目・伊勢町2丁目・伊勢町3丁目・飯田町1丁目・飯田町2丁目・今町1丁目・今町2丁目・折井町・北土井尻町・国府町・小柳町 駒町・新伊勢町・神明町・松栄町・白板南・白板中・白板宮本・城西町・大名町・土井尻町・巴町・中町3丁目・渚町・渚本郷・渚内城・渚宮本・渚上 西堀町・巾上町・巾上中・巾上南・巾上西・巾上東・分銅町・本町1丁目・本町2丁目・本町3丁目・本町4丁目・放光寺・緑町・南土井尻町・宮渚東 宮渚日向・宮渚新橋・宮渚本村・宮崎町・六九町・蟻ヶ崎台・渚本村の一部
旭町中学校	旭町・曙町・和泉町1丁目・和泉町2丁目・岡の宮・岡の宮西・岡の宮文園町・北上横田町・口張町・新町・天白町・同心町・中原・沢村・新田町・白金町 鷹匠町・田町・堂町・中ノ丁・二ノ丸町・西町・萩町・東ノ丁・袋町・丸ノ内・女鳥羽町・元原・元町北・元町上・安原町・両下町・島内山田・横田第3 横田第5・横田第6・横田第7・旗町・大柳町・蟻ヶ崎東・蟻ヶ崎北・蟻ヶ崎深志ヶ丘・北馬場・徒士町
松島中学校	島内小宮・島内高松・島内北中・島内南中・島内青島・島内新橋・島内東方・島内町・島内北方・島内上平瀬・島内平瀬川西・島内平瀬川東・島内下田 島内犬飼新田・島内松島・島内島高松・島内中田・島内小宮西・島内ウッドタウン小宮・島立荒井・島立堀米・島立小柴
高綱中学校	島立大庭・島立町区・島立永田・島立中村・島立三の宮・島立北栗・島立南栗・新村上新東・新村上新西・新村根石・新村安塚・新村山王・新村南新東 新村東新・新村北新中・新村北新南・新村北新西・新村北新東・新村南新中・新村下新南・新村下新北・和田蘇我・和田衣外・和田殿・和田南和田 和田太子堂・和田中・和田和田町・和田下和田・和田境・和田西原
菅野中学校	神林川西・神林川東・神林寺家・神林南荒井・神林町神・神林下神・神林梶海渡・笹賀今・笹賀上小俣・笹賀巾下・笹賀東耕地・笹賀下小俣・笹賀神戸 笹賀神戸新田・笹賀上二子・笹賀中二子・笹賀菅野・空港東・笹賀下二子・笹賀二美町1丁目・笹賀二美町2丁目
筑摩野中学校	芳川村井町・芳川小屋・芳川北原町・芳川平田・芳川美芳町・芳川長丘町・寿赤木・寿百瀬・寿白姫・寿上瀬黒・寿竹淵・寿豊町・寿寿田町・竹原町 寿白川・寿田川
山辺中学校	入山辺橋倉・入山辺南方・入山辺西桐原・入山辺東桐原・入山辺舟付・入山辺宮原・入山辺北入中部入山辺千手 入山辺駒越・入山辺三反田・入山辺奈良尾・入山辺上手町・入山殿所・入山辺原・入山辺大仏・入山辺一ノ海・入山辺大和合・入山辺牛立・入山辺三城 里山辺下金井・里山辺新井・里山辺湯の原・里山辺藤井・里山辺上金井・里山辺薄町・里山辺兎川寺・里山辺荒町・里山辺西荒町・里山辺北小松 里山辺美里町・里山辺若里町・里山辺小松町・里山辺南小松・里山辺林

通学区一覽表(中学校)

学校名	町会名
開成中学校	出川町第一・逢初町・出川町・神田・栄町・三才・庄内町・筑摩・筑摩東・常盤町・豊田町・中林・並柳・並柳団地・錦町・中山和泉・中山埴原北 中山埴原西・中山埴原東・中山埴原南・寿下瀬黒
女鳥羽中学校	岡田伊深・岡田岡田町・岡田東区・岡田塩倉・岡田神沢・岡田松岡・岡田山浦・三才山・稻倉・洞・原・水汲・浅間温泉第1・浅間温泉第2・浅間温泉第3 浅間温泉第4・浅間温泉第5・浅間温泉第6・浅間温泉第7・浅間温泉第8・南浅間・大村北・大村中・大村南
明善中学校	寿台1丁目・寿台2丁目・寿台3丁目・寿台4丁目・寿台5丁目・寿台東・寿台8丁目・寿台9丁目・内田第1・内田第2・内田第3・内田第4・内田第5 内田第6・内田第7・内田第8・内田第9・松原第1・松原第2・松原第3・松原第4・松原第5・松原第6・松原第7・中山棚峯
信明中学校	芳川木工町・南原町・石芝町・石芝町東・宮田町中・宮田町東・宮田町西・双葉町・双葉南・芳野町・昭和町・弥生町・芳川野溝・双葉西・高宮の一部
鉢盛中学校	今井上新田・今井堂村・今井中村・今井中沢・今井下新田・今井境新田・今井東耕地・今井南耕地・今井西耕地・今井北耕地・今井野口・今井古池 今井北今井・今井西原・今井公園西
会田中学校	反町・刈谷原町・七嵐・赤怒田・殿野入・保福寺町・穴沢・取出・板場・宮本・岩井堂・本町・新町・東北山 小岩井・両瀬・金井・原山・横川・会吉・矢久・召田・長越・藤池・西宮・落水・西北山・井刈・執田光
安曇中学校	大野田・島々・橋場・稻核・上高地
大野川中学校	大野川・鈴蘭・白骨温泉・沢渡
奈川中学校	川浦・保平・神谷・寄合渡・曾倉・大平・追平・金原・黒川渡・屋形原・古宿・田ノ萱・入山・奈川高原
梓川中学校	八景山・花見・寺家・中・田屋・丸田・上立田・下立田・杏・こまち・角影台・上角・下角・小室・北々条・南北条・大久保・北大妻第1・北大妻第2 北大妻第3・北大妻第4・上大妻・南大妻第1・南大妻第2・横沢第1・横沢第2・横沢第3・氷室第1・氷室第2・岩岡
波田中学校	波田1区・波田2区・波田3区・波田4区・波田5区・波田6区・波田7区・波田8区・波田9区・波田10区・波田11区・波田12区・波田13区・波田14区・ 波田15区・波田16区・波田17区・波田18区・波田19区・波田20区・波田21区・波田22区・波田23区・波田24区・波田25区・波田26区・波田27区

小学校

他校への人数内訳	希望校	他校へ	学校名	他校から	指定校	他校からの人数内訳
13	旭町	28	開智	105	旭町	14
11	田川				田川	71
1	寿				源池	1
2	芳川				清水	9
1	並柳				岡田	3
					山辺	1
					筑摩	5
					本郷	1
21	筑摩	35	源池	37	筑摩	12
1	田川				旭町	1
7	清水				清水	3
4	山辺				山辺	17
1	開智				開明	1
1	並柳				本郷	1
					並柳	2
		区域外	1			
12	源池	21	筑摩	35	源池	21
1	鎌田				鎌田	1
1	清水				並柳	12
5	開智				区域外	1
2	並柳					
14	開智	34	旭町	62	開智	13
1	源池				清水	7
12	清水				岡田	6
1	岡田				山辺	1
4	本郷				本郷	28
1	島内				鎌田	1
1	山辺				区域外	6
71	開智	88	田川	64	開智	11
17	鎌田				源池	1
					島内	7
					島立	44
					区域外	1
1	筑摩	16	鎌田	25	筑摩	1
1	島立				田川	17
1	梓川				開明	4
12	開明				菅野	1
1	旭町				島立	1
					並柳	1

他校への人数内訳	希望校	他校へ	学校名	他校から	指定校	他校からの人数内訳
9	開智	20	清水	151	源池	7
3	源池				筑摩	1
7	旭町				旭町	12
1	並柳				山辺	125
					本郷	4
					寿	1
					区域外	1
2	芳川	15	島内	11	島立	8
7	田川				菅野	1
5	島立				旭町	1
1	梓川				区域外	1
2	明善	2	中山	1	寿	1
44	田川	53	島立	6	鎌田	1
8	島内				島内	5
1	鎌田					
		0	芝沢	4	菅野小	1
					波田	2
					明善	1
1	島内	35	菅野	5	今井	1
1	鎌田				二子	2
1	芝沢				開明	1
31	二子				区域外	1
1	並柳					
22	寿	47	芳川	8	寿	2
22	開明				開明	1
3	並柳				明善	1
					開智	2
					島内	2
1	中山	40	寿	73	芳川	22
2	芳川				明善	45
2	開明				山辺	1
10	明善				開智	1
23	並柳				二子	1
1	清水				区域外	3
1	本郷					
3	開智	22	岡田	31	旭町	1
6	旭町				本郷	29
12	本郷				会田	
1	山辺				区域外	1
1	開智	145	山辺	7	源池	4
17	源池				岡田	1
1	旭町				旭町	1
1	寿				開明	1
125	清水					
1	菅野	2	今井	0		
1	本郷					

他校への人数内訳	希望校	他校へ	学校名	他校から	指定校	他校からの人数内訳
1	菅野	20	開明	78	鎌田	12
1	源池				芳川	22
1	山辺				寿	2
4	鎌田				二子	1
12	二子				並柳	41
1	芳川					
1	芝沢	47	明善	12	中山	2
1	芳川				寿	10
45	寿					
1	開智	62	本郷	18	旭町	4
28	旭町				岡田	12
4	清水				今井	1
29	岡田				寿	1
2	菅野	5	二子	43	菅野	31
1	開明				開明	12
1	波田					
1	寿					
2	源池	56	並柳	33	筑摩	2
12	筑摩				清水	1
41	開明				菅野	1
1	鎌田				芳川	3
					寿	23
					開智	1
					波田	1
					源池	1
1	会田	1	錦部			
		0	会田	1	錦部	1
2	波田	2	安曇	0		
		0	梓川	4	島内	1
					鎌田	1
					波田	1
					区域外	1
2	芝沢	4	波田	4	二子	1
1	並柳				安曇	2
1	梓川				区域外	1
		800	小学校計	818	うち区域外	18

平成23年度指定校変更状況(通学区域別)

中学校

他校への人数内訳	希望校	他校へ	学校名	他校から	指定校	他校からの人数内訳
1	鎌田	4	清水	102	筑摩野	1
1	筑摩野				丸ノ内	3
2	開成				松島	1
					旭町	10
					山辺	46
					開成	35
					明善	1
					信明	1
					女鳥羽	4
					清水	1
1	旭町	28	鎌田	74	丸ノ内	37
1	高綱				開成	31
25	信明				信明	4
1	丸ノ内				山辺	1
3	清水	47	丸ノ内	88	旭町	71
3	松島				松島	16
1	旭町				鎌田	1
1	筑摩野					
37	鎌田					
1	波田					
1	開成					
10	清水	84	旭町	51	女鳥羽	48
71	丸ノ内				丸ノ内	1
1	山辺				鎌田	1
2	女鳥羽				信明	1
1	清水	21	松島	3	丸ノ内	3
16	丸ノ内					
3	高綱					
1	筑摩野					
3	波田	4	高綱	5	鎌田	1
1	女鳥羽				松島	3
					菅野	1
1	高綱	174	菅野	8	筑摩野	1
172	信明				鉢盛	5
1	波田				信明	1
					区域外	1
5	開成	16	筑摩野	41	開成	2
7	明善				明善	14
1	清水				清水	1
1	菅野				丸ノ内	1
2	信明				信明	22
					松島	1
46	清水	48	山辺	1	旭町	1
1	鎌田					
1	開成					

他校への人数内訳	希望校	他校へ	学校名	他校から	指定校	他校からの人数内訳
35	清水	97	開成	9	清水	2
31	鎌田				筑摩野	5
2	筑摩野				丸ノ内	1
4	明善				山辺	1
25	高綱					
4	清水	52	女鳥羽	3	旭町	2
48	旭町				高綱	1
14	筑摩野	15	明善	11	筑摩野	7
1	清水				開成	4
5	菅野	5	鉢盛	3	波田	2
					区域外	1
4	鎌田	29	信明	224	鎌田	25
22	筑摩野				菅野	172
1	菅野				筑摩野	2
1	清水				開成	25
1	旭町				区域外	3
		0	会田	3		
		0	安曇	1	波田	1
		0	大野川	0		
		0	奈川	0		
		0	梓川	1	波田	1
1	梓川	4	波田	5	高綱	3
2	鉢盛				菅野	1
1	安曇				丸ノ内	1
		628	中学校計	633	うち区域外	5

通学区の弾力化に関する調査結果の概要

学校教育課

1 平成22年度の実施状況

- (1) 指定校変更者が多い町会の中から22町会を抽出し、指定校に通う児童の保護者と指定校変更をしている保護者の両代表者にアンケート調査を実施

- ・地区行事にはほとんどが参加していると回答
- ・指定校変更している保護者は、制度の継続11人、廃止1人で、通学の安全等を理由に制度の継続を望む声が多い
- ・指定校に通学する児童の保護者は、制度の継続7人、廃止10人

- (2) (1)と同じ町会の町会長にアンケート調査を実施

- ・回答者15人のうち、制度の継続5人、廃止10人

- (3) 指定校変更者数が多い小学校7校の状況調査を実施

- ・地区行事にはほとんどが参加していると回答
- ・地区行事への参加を呼び掛けている学校が多い
- ・指定校変更児童で町別こども会を立ち上げるなど工夫している学校がある

- (4) 県内19市の状況調査を実施

- ・通学距離による指定校変更
可5市（岡谷市、飯田市、伊那市、安曇野市、松本市）
可（特定地域）6市（長野市、駒ヶ根市、中野市、大町市、佐久市、千曲市）
否8市（上田市、諏訪市、須坂市、小諸市、飯山市、塩尻市、東御市、茅野市）

2 平成23年度の実施状況

- (1) 松本市の教育に関するアンケート調査に、本件に関する設問を設けて実施
(対象者：児童生徒927、保護者1,288、計2,215人)

問 通学距離による指定校変更の制度についてどう思いますか (%)

回 答	児童生徒	保護者	全体
1 今の決まりでよい	35.0	46.4	41.3
2 廃止した方がよい	5.3	3.4	4.2
3 各家庭で決めればよい	36.3	41.6	39.2
4 わからない	21.0	5.4	12.4
5 その他	2.4	3.2	2.9

(2) 指定校に通う児童生徒の保護者200人と指定校変更をしている保護者200人の計400人を対象に、より具体的なアンケート調査を実施

問 通学距離による指定校変更の効果は(複数回答) (人)

回 答	小学校	中学校	全体
1 子どもたちの通学の安全性確保	134	128	262
2 距離・時間短縮による子どもや親の負担軽減	131	121	252
3 他地区の子どもや親との交流促進	35	14	49
4 特に効果はない	10	5	15
5 わからない	10	12	22

問 通学距離による指定校変更の影響は(複数回答) (人)

回 答	小学校	中学校	全体
1 町会、育成会等、居住地域との関係の希薄化	85	65	150
2 学校と地域との関係の希薄化	31	33	64
3 児童生徒数の偏りが生じる	56	52	108
4 特に問題はない	59	49	108
5 わからない	12	23	35
6 その他	1	0	1

問 指定校変更による子どもたちの地域活動への支障は (%)

回 答	小学校	中学校	全体
1 指定校変更によって大きな支障が生じている	8.9	7.7	8.3
2 少しは支障はあるが大きな問題ではない	38.5	26.0	32.5
3 指定校変更で支障が生じているとは言えない	33.5	50.3	41.7
4 わからない	16.8	15.4	16.1
5 その他	2.2	0.6	1.4

問 通学区による指定校変更の制度についてどう思いますか (%)

回 答	指定校通学者	指定校変更者	全体
1 今の決まりでよい	38.0	39.6	38.8
2 廃止した方がよい	8.4	9.5	8.9
3 各家庭で決めればよい	40.2	40.2	40.2
4 わからない	12.3	7.7	10.1
5 その他	1.1	3.0	2.0

(3) 指定校変更児童の活動状況調査を実施

(学区外通学児童5人以上の27町会を対象とし小学校11校へ調査)

問 学区外から通学している児童の地区児童会活動の状況は

回 答	町会数
1 指定校変更者で居住地区別の児童会を設置している	7
2 指定校変更者(複数町会)で一つの児童会を設置している	5
3 学校の地区児童会(居住地区以外)に所属している	15

問 学区外から通学している児童の地区行事への参加状況は

回 答	町会数
1 主に居住地の地区の行事に参加している	12
2 主に学区内の地区(居住地区以外)の行事に参加している	12
3 両方の行事に参加している(どちらかに決まっていない)	3

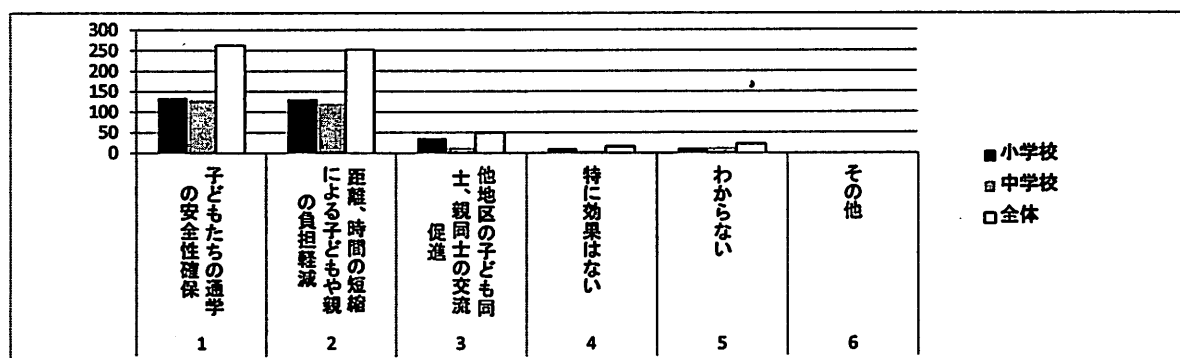
通学区の弾力化に対する地域（町会）の主な意見

- ・通学区の弾力化によって地域の子ども育成会やPTA町内活動に支障が出ている。
- ・通学区の弾力化が地域づくりの一つのネックになっている。
- ・平成13年度以前の制度に戻すこと（通学距離要件の廃止）を要望する。
- ・安易な弾力化は、子どもたちの将来や地域の未来にとって良いことか議論が必要である。
- ・行政と地域は協働で「地域づくり」に取り組んでいる。地区と通学区が同じであることは地域づくりの大事な課題である。
- ・東日本大震災、松本の地震の教訓から「隣同士・地域で助け合う地域づくり」こそ必要であり、地区・町会単位の地域づくりが原点である。地区と通学区が同じであることは地域づくりの大事な課題である。
- ・通学距離だけで学校を選択して良いのか。また、指定校が適切であるのかと考える。
- ・自宅から近いことだけで学校を選ぶことが問題。学校と地域は対であり、つながり・むすびつきがあるべきだ。
- ・子どもは家庭と地域と学校の三位一体で育てなければならない。
- ・地域で子どもを育てることについて考えるべきで、地域の中で顔が見えるのが理想である。
- ・地域の人たちは、地域で子どもを育てるという意識が高い。地域の歴史などを子どもたちに教えているが、学校が違くと参加しない。大人になって地域に根付いた時に地域愛があるのか、真剣な問題である。
- ・特定の学校の児童生徒数が増えるなど、地域格差が出るのはおかしい。
- ・一つの町会でありながら子どもの行事はバラバラになっている。地域の中でのまとまりがなく、これは大人になっても続くと思う。
- ・災害時など住民の孤立が心配で、子どもは生まれた地域で育っていくということが一番大事だと考える。地域の事が重要視されておらず、弾力化に際しても根本的なところは守ってほしい。
- ・地方都市では通学距離の遠近が生じてしまうのは仕方ないことであり、むしろ遠距離通学により心身ともに鍛えられ、逞しい子どもになると考えられる。

	小学校保護者		中学校保護者		計
	指定校通学者	指定校変更者	指定校通学者	指定校変更者	
対象者数(人)	100	100	100	100	400
回答者数	92	87	77	92	348
回答率	92.0%	87.0%	77.0%	92.0%	87.0%

問1 距離要件による指定校変更は、どのような効果があると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

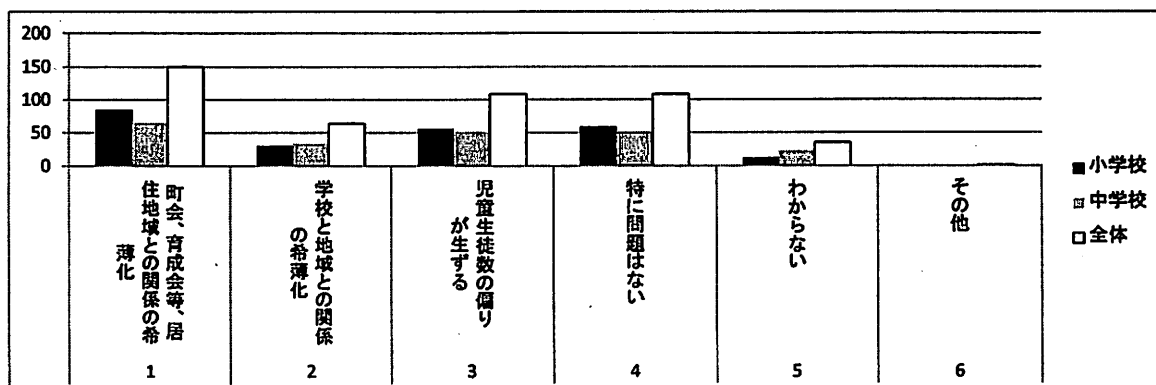
	小学校	中学校	全体
1 子どもたちの通学の安全性確保	134	128	262
2 距離、時間の短縮による子どもや親の負担軽減	131	121	252
3 他地区の子ども同士、親同士の交流促進	35	14	49
4 特に効果はない	10	5	15
5 わからない	10	12	22
6 その他	0	0	0



※指定校変更の効果について複数回答で答えてもらいました。
 「1 子どもたちの通学の安全性確保」262人、「2 距離、時間の短縮による子どもや親の負担軽減」252人でこの二つを合わせると全回答数の85.7%を占めています。
 これは、指定校通学者、指定校変更者ともに同じ傾向となっています。
 「4 特に効果はない」は15人で、全回答数の2.5%となっています。

問2 距離要件による指定校変更は、どのような影響があると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

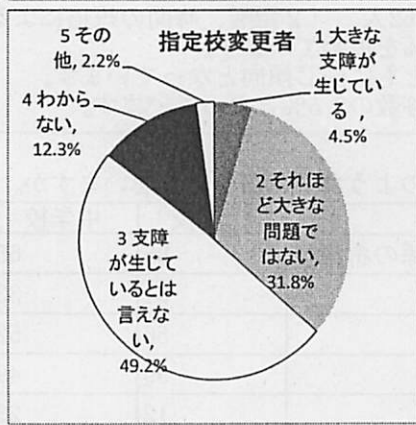
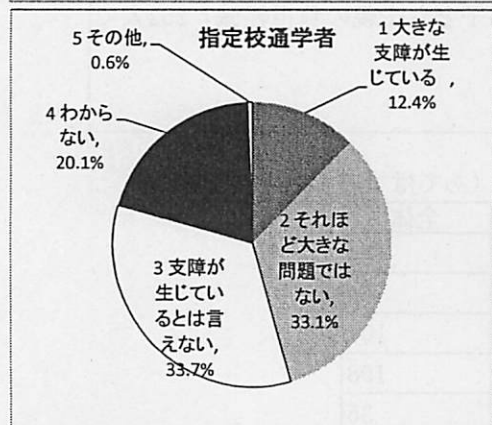
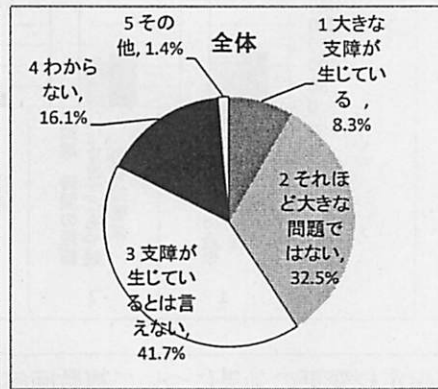
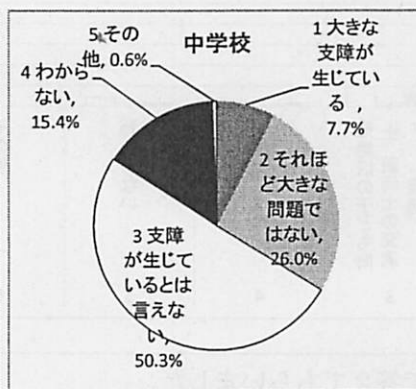
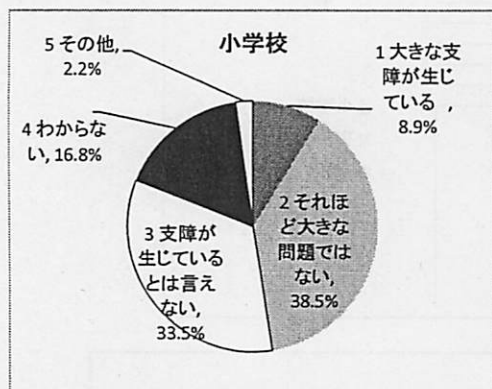
	小学校	中学校	全体
1 町会、育成会等、居住地域との関係の希薄化	85	65	150
2 学校と地域との関係の希薄化	31	33	64
3 児童生徒数の偏りが生ずる	56	52	108
4 特に問題はない	59	49	108
5 わからない	12	23	35
6 その他	1	0	1



※指定校変更の影響について複数回答で答えてもらいました。
 影響として、「1 町会、育成会等、居住地域との関係の希薄化」、「3 児童生徒数の偏りが生ずる」と答えた方が多く、「1」については、小学生の保護者の回答割合が高い。指定校通学者と指定校変更者の回答を比較すると、指定校通学者の方が1～3の影響があるとする回答が多い。
 「4 特に問題はない」とする者も多く、全回答数の23.2%となっています。

問3 距離要件による指定校変更により、子どもたちの地域活動に支障が出ているという意見がありますが、あなたの地域ではどのような状況ですか。(あてはまるもの1つに○)

	小学校(人)	%	中学校(人)	%	全体(人)	%
1 指定校変更によって大きな支障が生じている	16	8.9%	13	7.7%	29	8.3%
2 少しは支障があるが、それほど大きな問題ではない	69	38.5%	44	26.0%	113	32.5%
3 指定校変更により支障が生じているとは言えない	60	33.5%	85	50.3%	145	41.7%
4 わからない	30	16.8%	26	15.4%	56	16.1%
5 その他	4	2.2%	1	0.6%	5	1.4%
合計	179		169		348	



※子どもたちの地域活動に支障が出ているという問題に対し、居住地域ではどうか聞きました。
 「1 大きな支障が生じている」29人 8.3%、「2 少しは支障があるがそれほど大きな問題ではない」113人 32.5%となっています。「3 指定校変更により影響が生じているとは言えない」が145人 41.7%で最も多くなっています。
 問2で、何らかの影響があるとする回答が多かったのに対し、実際には「それほど大きな問題ではない」、「指定校変更により支障が生じているとは言えない」と感じている方が多いと言えます。
 指定校通学者の回答では、「1」が21人 12.4%、「2」が56人 33.1%、「3」が57人 33.7%で、指定校変更者と比較すると、支障が生じているとする者の割合が若干高くなっています。

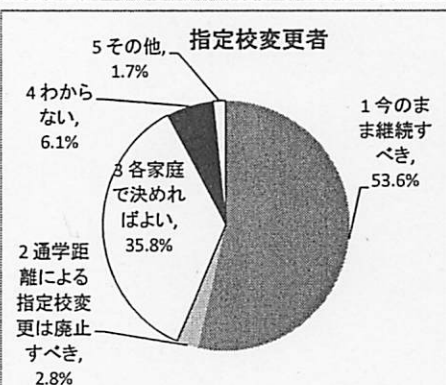
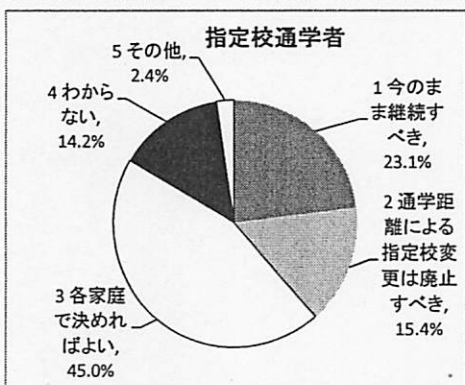
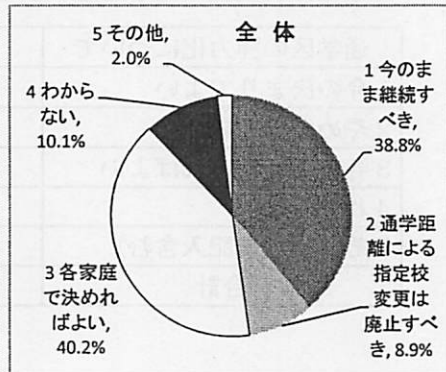
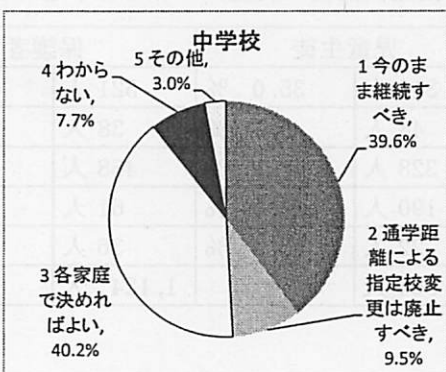
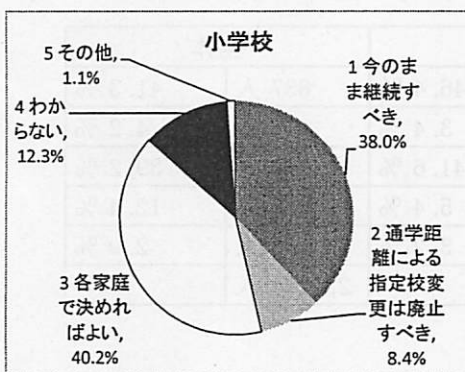
問4 問3で「1」と答えた方にお聞きします。
 どのような場面で支障が出ていますか。具体的に記入してください。

*主な意見

- ・学校により偏りが出ている (10)
- ・地区行事の運営に支障が出ている (9)

問5 この制度について、今後どのようにしていきべきだと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

	小学校(人)	%	中学校(人)	%	全体(人)	%
1 今のまま継続すべき	68	38.0%	67	39.6%	135	38.8%
2 通学距離による指定校変更は廃止すべき	15	8.4%	16	9.5%	31	8.9%
3 各家庭で決めればよい	72	40.2%	68	40.2%	140	40.2%
4 わからない	22	12.3%	13	7.7%	35	10.1%
5 その他	2	1.1%	5	3.0%	7	2.0%
合計	179		169		348	



※通学距離による指定校変更の制度を、どのようにしていきべきか聞きました。
 回答は多い順に、「3 各家庭で決めればよい」140人 40.2%、「1 今のまま継続すべき」135人 38.8%、
 「4 わからない」35人 10.1%、「2 廃止すべき」31人 8.9%となっています。
 「3 各家庭で決めればよい」は、距離による指定校変更と直接関係しない者の、それぞれの家庭の考えで
 決めればよいという意見も反映された結果ではないかと思われます。
 指定校通学者と指定校変更者の回答を比較すると、
 指定校通学者は、「1 継続すべき」39人 23.1%、「2 廃止すべき」26人 15.4%、「3 各家庭で決めれば
 よい」76人 45.0%、「4 わからない」24人 14.2%
 指定校変更者は、「1 継続すべき」96人 53.6%、「2 廃止すべき」5人 2.8%、「3 各家庭で決めればよ
 い」64人 35.8%、「4 わからない」11人 6.1%となっています。

問6 その他この制度についてご意見がありましたらご記入ください。

***主な意見**

- ・ 中学校も引き続き認められる等、より弾力的にすべき (5)
- ・ 子どもが希望する学校へ通うなど、本人の希望を尊重すべき (7)

松本市の教育に関するアンケート結果

対象者数	回答者数	回収率
児童生徒927人、保護者1,288人、計2,215人	児童生徒904人、保護者1,124人、計2,028人	91.6%

問 小中学校の通学区についてお聞きします。
 松本市は、地区町会単位で通学区を指定していますが、区域外に指定校より近い学校がある場合、受入れ学校に支障がない限り、指定校の変更を認めています。
 あなたは、現在の通学距離による指定校変更の制度についてどう思いますか。(1つに○)

通学区の弾力化について	児童生徒		保護者		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 今の決まりでよい	316人	35.0%	521人	46.4%	837人	41.3%
2 やめてほしい	48人	5.3%	38人	3.4%	86人	4.2%
3 各家庭で決めればよい	328人	36.3%	468人	41.6%	796人	39.2%
4 わからない	190人	21.0%	61人	5.4%	251人	12.4%
5 その他(未記入含む)	22人	2.4%	36人	3.2%	58人	2.9%
合計	904人		1,124人		2,028人	

通学区の弾力化に対する保護者（PTA）の主な意見

- ・制度導入の頃、凶悪な事件があった。小学校に上がる子どもが近い方へ行けるのであれば行かせたいというのが親の気持ち
- ・以前は、住所を移してまで学校を変更する人達がいたが、制度が導入されてそのようなことがなくなった。
- ・町会から連絡をもらえば行事に行きたいと思うが、町会内でコミュニケーションがとれていない。まず、町会の中で話し合うことが大事ではないか
- ・地域の中で声をかけてもらうことが大事であり、親にも声をかけてほしい。
- ・町会の役員の方々が若い頃と現在では、環境が違っている。通学区の弾力化自体が町会活動がうまくいかないことの原因ではないと思う。
- ・学校は距離の近い方、町会活動は居住地というように明確にすればよい。居住地の町会の子ども会に入るようにすればよいのではないか。
- ・地区行事が学校の行事に組み込まれていて、居住地区からの誘いもあるが、両方には出ることができないというのが現状
- ・通学区は学校ができた時に決められた経過があると思うが、見直しができるのであれば見直しも必要
- ・魅力ある地域づくりを進める中で、多くの子どもたちが参加できるような努力をしてほしい。弾力化が全て町会の行事に影響を与えているわけではないと思う。
- ・町会に入らない人たちも増えていると聞く。そういう状況で、地域のことを、子どもが行事に出てこないということに矮小化してしまうのはいかかなものかと感じている。
- ・町会加入率が下がっている中で、大人が町会に対する意識を持っていない。こういう流れの中で制度を元に戻しても、地域の行事がきちんとできて、子どもが沢山参加するのかどうか。大人世代がどれだけ地域の事に対して意識を持つかということ。
- ・町会の意見も分からないではないが、その問題を地域づくりの問題と一緒にラインで話してしまったら、制度を元に戻せばいいという話にしかならない。PTAでは、ある程度、現行制度を肯定的に捉えていると感じている。
- ・個人としては弾力化は無くてよいと思う。指定校が決まっていれば子どもはそう思うだろうし、どっちの部活がよいとかではなく、自分の学校にある部活で頑張るということも大事。しかし、小学生で4kmとなると近くに学校があれば親としては近い方を選ぶと思う。従前地では子どもの行事はなかったが、松本の行事など地域のつながりが魅力的と感じている。行事に参加するに従って地域への愛着が湧いてきた。
- ・違う学校に通う子どもたちは分からないので、面識もない。災害や有事の時も目に入らなくなってしまう可能性があるので、地域のつながりで把握していかないと大変だと思う。町会からそういう意見が上がるのは理解できる。

松本市立小学校通学区域図

資料6

